

後期高齢者医療制度が 今年4月から始まります

「75歳以上の方」と「65歳以上から74歳未満で一定の障害のある方」は、国民健康保険などの医療保険と老人保健制度をご利用いただいておりますが、今年4からはこれらの制度から脱退していただき、新たな医療保険制度である「後期高齢者医療制度」に加入していただくことになります。

◆資格はいつから？

被保険者の資格は、75歳の誕生日、65歳以上74歳以下で一定の障害の認定を受けた日が資格取得日となります。

なお、既に老人保健制度の該当者となっている方の資格取得日は、平成20年4月1日となります。

◆手続きはいるの？

75歳に到達することにより被保険者となる方は、手続きの必要はありません。

一定程度の障害の状態にある65歳以上の方は、申請により後期高齢者医療の被保険者になります。

なお、平成20年4月1日現在で75歳に到達している方、既に65歳以上で一定の障害にあるため老人保健制度を受けている方については、3月末までに後期高齢者医療制度の被保険者証が郵送されます。

◆保険料は、いくらになるの？

保険料は、所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者が均等に負担する「均等割額」の合計になり、被保険者一人ひとりにかかります。

年間保険料 (a + b) 100円未満切捨て・上限500,000円)

a 所得割額

【{所得 - 基礎控除 (330,000円)} × 所得割率 (0.0743)】

b 均等割額

【40,175円】 * 所得が一定以下の方は、軽減されます。

★保険料計算例 (単身世帯で年金収入208万円の場合)

①収入から所得を計算します。

2,080,000円 (年金収入) - 1,200,000円 (年金控除) = 880,000円 (所得)

②次に所得割額を計算します。

{所得 (880,000円) - 基礎控除 (330,000円)} × 所得割率 (0.0743)
= 所得割額 (40,865円)

③所得割額 (①) と均等割額 (②) を合算します。

所得割額 (40,865円) + 均等割額 (40,175円) = 年間保険料 (81,000円)
* 100円未満切捨てをします。

この年間保険料を月額にすると6,750円となります。

★年金収入額別保険料額

◎単身世帯の場合

年金収入額	保険料額
153万円まで	12,000円 (月額 1,000円)
160万円の方	17,200円 (月額 1,433円)
180万円の方	52,200円 (月額 4,350円)
200万円の方	67,000円 (月額 5,583円)
220万円の方	89,900円 (月額 7,492円)
240万円の方	104,800円 (月額 8,733円)
300万円の方	149,300円 (月額 12,441円)

* 月額金額については、12ヶ月で割り端数を切り捨てたものです。

★今まで保険料の負担がなかった被用者保険の被扶養者の方について

後期高齢者医療制度に加入する前日に社会保険等の被扶養者になっている方は、緩和措置として、2年間は均等割額の5割のみの負担となります。

さらに一時的な措置として、本年4月分から9月分の保険料負担はなく、10月分から来年3月分までの保険料は、本来ご納付いただく保険料から9割軽減した額となります。

▼問い合わせ 住民課 保険医療グループ 内線242